

議案第30号

石垣市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

石垣市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和58年石垣市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。
第19条の2中「、第6条」を削る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）
- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における前項の規定による改正後の石垣市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条の規定の適用については、同条第2項中「（5）重度心身障害者」とあるのは
「（5）重度心身障害者
（6）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。））」とする。

令和7年2月21日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

令和6年人事院勧告及び沖縄県人事委員会勧告に鑑み、所要の規定の改正を行うため、当該条例の一部を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和58年石垣市条例第23号)の新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(扶養手当)</p> <p>第5条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p><u>(1) 配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</u></p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第19条の2 第5条、<u>第6条</u>の規定は、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第5条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p><u>(1)</u> (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第19条の2 第5条_____の規定は、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>